

令和6年度 保育施設利用申込のしおり

(保育所、認定こども園、事業所内保育施設共通)



保育施設の利用を希望する場合は、この冊子をよくご覧いただき、入所の申込みをお願いします。

7・8ページの「利用申込に必要な書類」をご確認の上、以下の配布場所からご家族の就労状況等に応じた「提出書類様式」を取得してください。

申込書類に不足等があると入所受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

【提出書類様式配布場所】

総合ケアセンター南三陸、各保育施設、歌津総合支所

※ 町のホームページからもダウンロードできます。

<年度当初入所可能児童年齢>

入所年齢 (令和6年4月1日時点)	生年月日
0歳児 (満10ヵ月)	令和 5年4月2日 ~ 令和 5年6月1日
1歳児	令和 4年4月2日 ~ 令和 5年4月1日
2歳児	令和 3年4月2日 ~ 令和 4年4月1日
3歳児	令和 2年4月2日 ~ 令和 3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日 ~ 令和 2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日

南三陸町

1 入所募集する保育施設

町立施設（保育所・認定こども園）

入所申込先は、南三陸町保健福祉課子育て支援係になります。

施設名	定員	区分	対象児童	教育・保育時間	延長保育
志津川保育所 志津川字新井田166-1 0226-46-3679	90人	保育	満10ヵ月から	7:30~18:30	19:00まで(30分100円)
戸倉保育所 戸倉字宇津野50-10 0226-46-9134	40人	保育	満10ヵ月から	7:30~18:30	19:00まで(30分100円)
伊里前保育所 歌津字伊里前325-5 0226-36-2062	70人	保育	満10ヵ月から	7:30~18:30	19:00まで(30分100円)
名足こども園 歌津字小長柴67-4 0226-36-2320	40人	教育	満3歳から	8:30~12:30	なし
		保育	3歳児から	7:30~18:30	19:00まで(30分100円)

《土曜日保育》……町立保育所2施設による集約保育となります。

利用する場合は、利用希望日の前月20日までに「土曜集約保育利用確認書」をご提出いただきます。

《休所（園）日》…日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

教育標準時間（1号認定）の場合は、上記に加え土曜日、夏休み、冬休み、春休み

私立施設（認定こども園・事業所内保育事業）

入所申込先は、各施設になります。

施設名	定員	区分	対象児童	教育・保育時間	預かり・延長保育
入谷ひがし幼稚園 入谷字中の町207-3 0226-46-3915	36人	教育	満3歳から	9:00~13:00	17:00まで(30分50円)
		保育	1歳児から	7:30~18:30	18:30まで(30分50円)
マリンパル保育園 志津川字黒崎99-12 0226-46-2442	9人	保育	産休明けから	7:30~18:30	19:00まで(30分100円)

※ 私立施設への入所申込についての詳細は、各施設で配布する入所案内をご覧ください。

2 入所の申込方法について

年度当初入所受付（令和6年4月から入所希望の方）

※ 申込み手続きの際は、新型コロナウイルス感染症が増加傾向にあるため、マスクの着用にご協力ください。

《町立施設の入所受付》

施設名	集中受付日	受付時間	受付場所
志津川保育所	令和5年10月18日（水） 令和5年10月19日（木）	9：00～19：00	総合ケアセンター南三陸 1階 健診室
戸倉保育所			
伊里前保育所			
名足こども園			

- 集中受付日の入所申込みが難しい場合は、事前に電話にて申し込みの上、以下の期間中に手続きをお願いします。

受付期間	受付時間	受付場所等
令和5年10月10日（火）～ 令和5年10月31日（火） （土、日は除く）	8：30～17：15	総合ケアセンター南三陸 1階 保健福祉課 子育て支援係 電話 0226-46-1402

《私立施設の入所受付》

施設名	集中受付日 受付時間	受付期間	受付場所
入谷ひがし幼児園	令和5年11月16日（木） 10：00～16：00	令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月24日（金）	入谷ひがし幼児園
マリンパル保育園	令和5年11月16日（木） 9：00～16：00	令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月20日（月）	マリンパル保育園

年度途中入所受付（令和6年5月以降の入所希望の方）

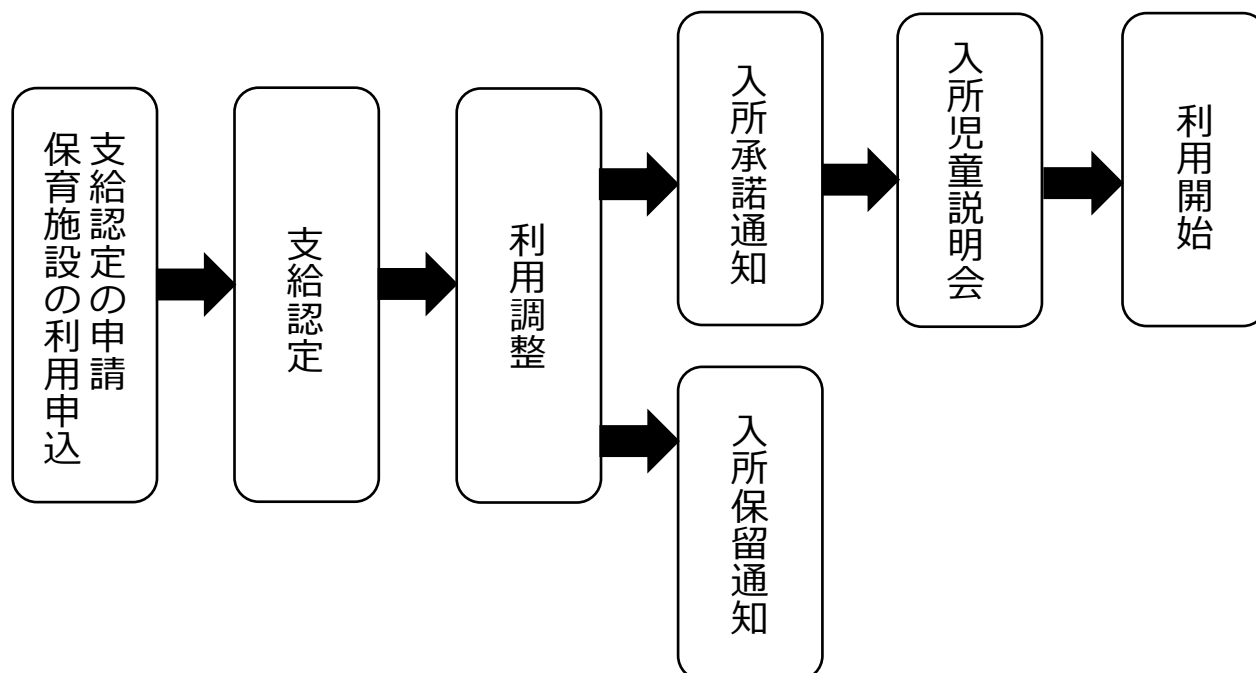
入所希望日の2か月前から随時受付を行い、原則毎月1日入所となります。

入所申込の締め切りは、入所希望月の前々月の20日（閉庁日の場合は翌開庁日）となります。

受付締め切り	受付時間	受付場所
毎月20日（閉庁日の場合は翌開庁日） （例）入所希望日が7月1日の場合には、 5月20日までにお申し込みください。	8：30～17：15 （土、日、祝日は除く）	総合ケアセンター南三陸 1階 保健福祉課 子育て支援係

※ 詳細は、町ホームページをご覧ください。か子育て支援係へお問い合わせください。

3 利用申込から利用までの流れ



利用調整の方法

- 保育の必要性の認定を受けた方について、「南三陸町保育所等利用調整事務取扱要綱」に基づき、基準日時点での保育を必要とする優先度の高い児童から順に希望された保育施設の中で、利用の決定をします。このため、個別事案については考慮できませんので、予めご容赦ください。

なお、保育を必要とする優先度が高い場合であっても、申込多数や保育施設の状況により、希望された施設を利用できないことがあります。

- **令和6年4月利用申込の基準日**

令和5年10月31日（火）

基準日…保育所等の利用調整にあたって、ご家庭の状況などを判断する時点のこと。

- ※ 「南三陸町保育所等利用調整事務取扱要綱」は、町のホームページに掲載しています。

入所承諾（入所内定）及び入所保留通知について

利用調整の結果、入所可能な場合は「入所承諾書」を、入所できない場合には「入所保留通知書」を1月下旬～2月上旬頃に通知します。

入所児童への説明会等について

- 町立施設：各施設で説明会を行います。（新規入所児童のみ）
- 入谷ひがし幼稚園：入園説明会
- マリンパル保育園：施設説明会

※ 説明会の日程等は、入所承諾後別途ご案内します。

4 基本事項

保育施設とは

児童の保護者が就労等により家庭で児童を保育できない場合に0歳児から5歳児のお子さんを保護者に代わって保育する施設です。（対象児童の年齢は施設により異なります。）

保育施設の類型

施設類型	対象年齢	特徴
保育所	0歳～5歳	保護者が就労などの理由で、家庭において保育することができないお子さんを、保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	0歳～5歳	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能や特長を併せ持っています。幼稚園機能は保護者の就労状況にかかわらず利用が可能です。
事業所内保育事業所	0歳～2歳	従業員のお子さんのほか、地域枠として、地域で保育を必要とするお子さんも入所することができます。

※ 施設が定める利用可能児童の対象年齢は「1 ページ」をご覧ください。

入所の対象となるお子さん（保育の必要性）

南三陸町内に住所があり、令和6年4月1日時点において小学校入学前の児童で、保護者等が次のいずれかの事由で保育を必要とする場合に限られます。

《保育を必要とする事由》

- ① 就 労：月48時間以上就労している場合（家事手伝いは不可）
- ② 妊娠・出産：産前2か月、産後3か月で兄弟姉妹の保育ができない場合
- ③ 疾病・障害：病気や心身の障がいなどを有しているため保育ができない場合
- ④ 介護・看護：家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある者を介護・看護している場合
- ⑤ 災害復旧：震災、風水害、火災などの災害のためその復旧の間、保育ができない場合
- ⑥ 求職活動：継続して、求職活動を行っている場合
- ⑦ 就 学：月48時間以上就学している場合
- ⑧ 虐待・DV：虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業：育児休業取得時に、既に保育を利用している場合
- ⑩ そ の 他：その他上記①～⑨に類する状態として町長が認める場合

支給認定について

支給認定とは、保育施設の利用にあたって、保育の必要性（保育を必要とする事由）について、認定を受けることです。認定を受けると、「教育・保育給付認定通知書」または「支給認定証」が交付されます。

継続で施設を利用される児童については、保護者の保育を必要とする事由及び保育必要量に変更がない限り、「教育・保育給付認定通知書」または「支給認定証」は交付されません。

認定区分	対象児童
1号認定（保育を必要としない）	満3歳以上で幼稚園教育を希望する場合（預かり保育を利用する場合も含む）
2号認定（保育を必要とする）	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定（保育を必要とする）	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

※ 「支給認定証」は、今後の手続き等で使用するものではありませんが、保護者が申請した場合に交付します。

「支給認定証」が交付された場合は、認定内容の変更等の手続きで「支給認定証」の返還が必要となりますので、ご注意ください。

保育の必要量について

保育必要量については、父母それぞれの「保育を必要とする事由」により決定され、父または母のいずれかが、短時間に該当する場合は、短時間となります。

保育必要量	保育利用可能時間
保育標準時間	1日あたり11時間まで
保育短時間	1日あたり8時間まで

※ 施設が定める保育時間は「1ページ」をご覧ください。

教育・保育の実施時間

町立施設の教育・保育の実施時間は、次のとおりです。必要により、延長保育を利用することも可能です。

入谷ひがし幼稚園、マリンパル保育園の教育・保育の実施時間は、施設によって異なります。

《教育標準時間（1号認定）》

7:30	8:30	12:30
登園前	教育標準時間	

《保育標準時間（2号・3号認定）》

7:30	8:30	18:30	19:00
保育標準時間			延長保育

《保育短時間（2号・3号認定）》

7:30	8:30	16:30	19:00
延長保育	保育短時間	延長保育	

保育の必要量と入所可能期間

保育必要量及び入所可能期間については、父母それぞれの「保育を必要とする事由」により次のとおり決定されます。

保育を必要とする事由		保育必要量	入所可能期間
就 労	父母いずれもの就労時間が月120時間以上の場合	標準時間	年度末まで
	父母いずれかの就労時間が月48時間以上120時間未満の場合	短時間	
妊娠・出産	産前2か月から産後3か月までの期間、分娩・休養のため保育にあたることができない場合	標準時間	出産後12週間経過後の翌日の月末まで
疾病・障害	入院または、おおむね1か月以上の常時臥床者もしくは長期加療（安静）を指示されている場合	標準時間	年度末または町長が必要と認める期間まで
	身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1・2・3級、療育手帳A・B・Cを有する場合	標準時間	
	上記以外の疾病及び障害の場合	短時間	
介護・看護	要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・Bを交付されている者または同程度と判断される者の介護または看護をしている場合	標準時間	年度末または町長が必要と認める期間まで
	上記以外の介護または看護している場合	短時間	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	標準時間	年度末または町長が必要と認める期間まで
求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている場合	短時間	認定日から90日経過後の月末まで
就 学	就学時間が月120時間以上の場合	標準時間	卒業予定日または修了予定日の月末まで
	就学時間が月48時間以上120時間未満の場合	短時間	
虐待・DV	虐待及び配偶者等からの暴力を受けるおそれがある場合	標準時間	年度末または町長が必要と認める期間まで
育児休業	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいる場合	短時間	町長が必要と認める期間まで
そ の 他	その他町長が認める場合	標準時間	町長が必要と認める期間まで
		短時間	

※ 上記事由に該当しても、必ず入所できるわけではありません。

※ 「友達をつくりたい」、「集団生活を体験させたい」、「小学校入学準備のため」などの理由で保育施設に入所することはできません。

※ 就労先の変更、退職、妊娠・出産など、認定事由に変更が生じた際は、**速やかに**申し出願います。申し出がない場合、保育を必要とする事由の確認ができないと判断し、退所となる場合があります。

※ 月120時間未満のパートタイム就労でも、勤務時間帯が施設の保育短時間の時間帯を常態的に超えている場合や通勤時間の関係で保育短時間の時間帯を超えてしまう場合は、「保育標準時間」での認定が可能ですのでご相談ください。

5 利用申込に必要な書類

《全員共通》※ 内容に虚偽があった場合は、入所を取り消す場合があります。

- **保育施設利用申込提出書類確認票**（兄弟姉妹で申込み場合は1部で構いません）
- **南三陸町子どものための教育・保育給付支給認定申請書(現況届)兼施設利用(調整)申込書**（利用申込児童1人につき1部）
- **健康等調査票**（利用申込児童1人につき1部）
※ 安全な保育を実施するために必要ですので、漏れなく記載してください。
- **保育が必要であることを証明する書類**（兄弟姉妹で申込み場合は1部で構いません）
「保育を必要とする事由」により、以下の必要書類を提出してください。

提出が必要な世帯員：父、母、その他18歳以上65歳未満の同居世帯員全員分

保育必要事由	提出書類（様式）	提出書類（添付）	注意事項
就労	就労証明書 (事業主が記入) 申立書（育休復帰）		育児休業からの復職を前提として、入所を希望する場合は、申立書が必要です。
就労 (自営業)	就労証明書 (就労者自身が記入)	所得税確定申告書（写）	事業専従者の方で、専従者控除を申告していない場合には、事業専従者であることを証明する書類等（申立書）が必要になります。
妊娠・出産		母子手帳に記載の出産（予定）日を証明できるページの写し	産前2か月、産後3か月（出産月を含む。）が認定期間です。
疾病・障害	疾病・障害状況申告書 申立書	診断書等証明できる書類 通院等に係る領収書の写し (直近2か月分) 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	診断書には、症状や治癒見込及び療養に必要な期間の明記が必要です。場合によっては、診断書の再提出や認定期間を限定する場合があります。 身体障害者手帳等をお持ちの方は診断書の代わりとなります。
介護・看護	介護・看護状況申告書 申立書	診断書等証明できる書類 介護認定等証明できる書類	常時介護または看護が必要な同居親族等が対象です。
災害復旧	申立書	り災・被災証明書等	
求職活動	求職状況申告書	面接案内（結果通知書） ハローワーク登録証等	認定期間は90日間となります。
就学	就学（予定）申告書	入学・在学等証明できる書類	
虐待・DV	申立書	状況を証明できる書類	
育児休業	就労証明書		
その他	申立書	保育が必要なことを証明できる書類	転入予定の方は、提出が必要です。

※ 現在、児童が保育施設に入所中の方で、令和5年度内に就労先や勤務内容等の変更に伴い、就労証明書等を添付して、変更申請書を提出された方についても、令和6年度申込分として、改めて就労証明書等を提出してください。

※ 単身赴任等で父と母が別居していても、保育を必要とする事由の確認書類は、父母それぞれについて提出が必要です。

《該当者のみ》（兄弟姉妹で申込む場合は1部で構いません）

- **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し**
世帯員に在宅障害者（児）の方がいる場合
- **市町村民税課税証明書（令和5年度分）**
 - ・令和5年1月2日以降に転入した場合、転入前住所地で取得
 - ・児童を扶養している保護者の住所が町外にある場合、居住地で取得※ 個人番号（マイナンバー）の確認ができれば、証明書の提出を省略することができます。
- **「利用児童世帯状況届出書」及び関係性等確認できる書類**
児童の兄弟が町内に住所を有していない場合

入所受付時の本人確認

入所受付には、本人確認のため個人番号カード（マイナンバーカード）等が必要となりますので、ご持参ください。

来庁される方	本人確認提示書類
申込者本人 （申込書の保護者欄に記載の方）	次の①～③のいずれか ① 個人番号カード（顔写真入りのカード） ② 個人番号通知カードと顔写真入りの身分証明書（運転免許証等） ③ 個人番号が記載された住民票の写しと顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）
代理人 （申込者本人以外の方）	委任状と代理人の顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）に加えて次の①～③のいずれか ① 申込者の個人番号カード又はその写し ② 申込者の個人番号通知カード又はその写し ③ 申込者の個人番号が記載された住民票の写し

申込みに当たっての注意事項

- **有期雇用の方について**
有期雇用の方で、雇用期間が延長された場合は、「就労証明書」を再提出してください。提出されない場合や雇用期間が延長されずに保育を必要とする事由が消滅した場合は、入所を取り消す場合があります。
- **育児休業中の方について**
育児休業中の方が、保育施設の利用申込みをする場合、入所後1か月以内に復職していただく必要があります。申請の際に、勤務先からの「就労証明書」のほかに、保護者の方が記載した「申立書」の添付が必要です。
なお、復職後には、「復職の状況が記載された就労証明書」を再提出ください。
※ 入所後に育児休業が切り上げられなかった場合は、退所となります。
- **入所希望施設の記載について**
第1希望しか記載がなく、利用調整の結果、入所できないこととなってしまった場合、第1希望の施設に空きが出ない限り、入所保留となってしまいます。そのため、通勤経路等を加味し、利用可能な範囲内で第3希望まで記載することをお勧めします。（町立・私立を問いません。）

6 保育料・副食費について

保育料の算定及び副食費免除の判定について

保育料（利用者負担額）及び副食費（食材料費）は、父母の町民税課税額（町県民税のうち町民税分の所得割額）の合計額、4月1日現在の年齢及び支給認定区分（保育必要量）に応じて階層区分を判定し、算定します。

なお、収入の状況によっては、同居している扶養義務者のいずれかの町民税課税額を含めて算定する場合があります。

対象保育料	町県民税の課税年度（算定根拠）
4月～8月分	令和5年度町民税所得割課税額（令和4年分所得による）
9月～翌年3月分	令和6年度町民税所得割課税額（令和5年分所得による）

※ 扶養義務者とは、父母以外の直系血族（祖父母等）。

※ 以下ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、在宅障害者（児）のいる世帯。

1号認定（教育標準時間認定）の保育料及び副食費

1号認定子どもの保育料は無償となります。ただし、副食費は、下表のとおり実費負担となります。

町民税所得割額	第1子・第2子	第3子以降
77,101円未満	免除	免除
77,101円以上	名足こども園 3,500円 入谷ひがし幼児園 4,500円	免除

2号認定（満3歳以上保育認定）の保育料及び副食費

2号認定子どもの保育料は無償となります。ただし、副食費は、下表のとおり実費負担となります。

町民税所得割額	ひとり親世帯等		左記以外の世帯	
	第1子・第2子	第3子以降	第1子・第2子	第3子以降
57,700円未満	免除	免除	免除	免除
77,101円未満	免除	免除	4,500円	免除
77,101円以上	4,500円	免除	4,500円	免除

3号認定（満3歳未満保育認定）の保育料及び副食費

3号認定子どもの保育料は下表のとおりです。

なお、給食（主食・副食）に係る費用は保育料に含まれます。

《保育標準時間認定利用者負担額表》

世帯の階層区分 (町民税所得割額)	ひとり親世帯等			左記以外の世帯		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1 生活保護・里親の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2 町民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3 町民税均等割のみ課税	0円	0円	0円	7,000円	0円	0円
第4 48,600円未満	4,000円	0円	0円	10,000円	5,000円	0円
第5 77,101円未満	6,300円	0円	0円	14,000円	7,000円	0円
	97,000円未満	14,000円	7,000円	14,000円	7,000円	0円
第6 169,000円未満	20,000円	10,000円	0円	20,000円	10,000円	0円
第7 301,000円未満	27,000円	13,500円	0円	27,000円	13,500円	0円
第8 397,000円未満	36,000円	18,000円	0円	36,000円	18,000円	0円
第9 397,000円以上	45,000円	22,500円	0円	45,000円	22,500円	0円

《保育短時間認定利用者負担額表》

世帯の階層区分 (町民税所得割額)	ひとり親世帯等			左記以外の世帯		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1 生活保護・里親の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2 町民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3 町民税均等割のみ課税	0円	0円	0円	5,100円	0円	0円
第4 48,600円未満	2,900円	0円	0円	7,300円	3,650円	0円
第5 77,101円未満	4,600円	0円	0円	10,200円	5,100円	0円
	97,000円未満	10,200円	5,100円	10,200円	5,100円	0円
第6 169,000円未満	14,600円	7,300円	0円	14,600円	7,300円	0円
第7 301,000円未満	19,700円	9,850円	0円	19,700円	9,850円	0円
第8 397,000円未満	26,200円	13,100円	0円	26,200円	13,100円	0円
第9 397,000円以上	32,800円	16,400円	0円	32,800円	16,400円	0円

※ 年度の途中で3歳になった場合は、保育料は無償になりません。

7 利用申込後の変更手続きについて

利用申込後の変更手続きについて

入所決定後に提出している書類等の記載事項に変更が生じた場合や町外転出などにより退所する必要が生じた場合等は、速やかに申し出願います。

変更事項があったにも関わらず、届け出を行わなかった場合は、入所を取り消す場合がありますのでご注意願います。

変更事項	変更の内容
世帯員の増減	出生、転入、転出などにより世帯員が増減した場合
就労状況の変更	就職、退職、就労先、就労時間などに変更が生じた場合
その他	保育を必要とする事由に変更が生じた場合（妊娠・出産、育児休業等）

8 よくある質問

教育と保育って…

Q 幼稚園、保育所、認定こども園に違いはありますか？

A 子ども・子育て支援法では次のように規定されています。

幼稚園：小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

保育所：就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育（養護・教育）する施設

認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設

いずれの施設も、将来の礎となる「幼児教育の場」です。

利用申込について教えて…

Q 保育施設入所の決定は先着順ですか？

A 先着順ではありません。保育の必要性の事由に該当する程度の高い方から優先的に入所を決定します。ただし、10月31日（火）までに申し込んだ方の審査・決定を優先しますので、その後に申し込まれた場合は、その後の審査となりますので、忘れず期日までにお申込みください。

Q 兄弟姉妹分の申込みを提出する場合は、書類もそれぞれ提出しなくてははいませんか？

A 児童につき1部のものと、世帯で1部のものがありますので、P7・8「利用申込に必要な書類」をご確認ください。

Q 現在、育児休業を取得していますが、利用申込することはできますか？

A 育児休業を取得の際には、育児休業満了日の1か月前の日以降を入所希望日とすることができます。（この1か月間はならし保育対応期間になります。）

また、申込児童が保育所に入所した場合に入所日から1か月以内に育児休業を切り上げることで保護者と勤務先が同意している場合に限り、育児休業期間中を入所希望日とすることが可能です。

就労証明書等において、入所後1か月以内に復職することが確認できた場合のみ入所申込を受け付けます。なお、入所後に育児休業を切り上げられない場合は、退所となりますので、事前に職場へ確認の上、お申込みください。

Q 第1希望の保育施設に入れなかった場合は、待機となりますか？

A 第1希望の施設が定員の関係上入所できないときは「第2・第3希望施設」で入所できる見込みがある場合、入所を調整します。それでも入所できない場合は、待機となります。送迎方法を含め、十分にご検討ください。

Q 入所保留・待機になったときはどうなりますか？

A 年度途中で施設に空きが出て入所できる見込みとなった場合には、希望施設の入所保留・待機者の中で優先順位の高い方から順に連絡し、入所のご意向を確認します。

Q 他市町村の保育施設を利用したいのですが、手続きはどうすればいいですか？

A 他市町村の保育施設を希望する場合も居住地である南三陸町への申込みとなります。申込みを受けた後に希望する施設を管轄する自治体に入所の可否について審査依頼を行い、入所の承諾があった場合に入所可能となります。

Q 申込み時点では、南三陸町外で居住していますが、手続きはどうすればいいですか？

A 南三陸町への転入先が決定している場合は、転入前でも南三陸町へ直接申込みが可能です。申込みの際に「申立書」をご提出ください。ただし、令和6年3月31日までに住民票の転入が確認できない場合は、入所を取り消します。

町内の幼稚園について教えて…

Q 町内に幼稚園はありますか？申込みはどのようにしたらいいですか？

A 町内には私立のあさひ幼稚園があります。あさひ幼稚園の申込みは施設へ直接お申込みください。1号認定の場合、保護者の就労状況に関わらず認定を受けることができます。

施設名	定員	区分	対象児童	教育時間
あさひ幼稚園 志津川字天王山38-141 0226-46-3621	35人	教育	満3歳から	9:00~14:30

《幼稚園の入園受付》

集中受付日 受付時間	受付期間	受付場所
令和5年11月13日(月) 9:00~16:00	令和5年11月1日(水)~ 令和5年11月21日(火)	あさひ幼稚園

幼稚園の預かり保育について教えて…

Q 幼稚園の預かり保育が無償化となったと聞きました。預かり保育ってどういうものですか？

A 預かり保育とは、保護者の希望に応じて、幼稚園の教育時間外にお子さんをお預かりする保育です。平日以外にも夏休み(お盆を除く)や冬休み、春休みにも利用可能です。

3歳から5歳までの「保育の必要性の認定」を受けた子供たちの利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で利用料が無償化されます。

《あさひ幼稚園の場合》

7:30	9:00	14:30	18:00
預かり保育	教育時間	預かり保育	



問い合わせ先

南三陸町保健福祉課子育て支援係

南三陸町志津川字沼田 14-3 総合ケアセンター南三陸 1階

電話 0226-46-1402 FAX 0226-46-4587